瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

審査基準

1 太陽光発電設備と事業区域の周辺地域の調和に関する事項

事業区域の周辺地域の自然環境及び生活環境との調和の観点からその審査の内容について定めるものである。

(1) 自然環境に関する事項

①法面の緑化

切土又は盛土(以下「切土等」という。)により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあって、当該法面又は擁壁に緑化をする場合、地域の気候、風土、土壌などの自然条件に適合し、事業区域周辺で生育している樹種とするなど、周辺の植生に配慮すること。

ただし、外来生物リストに掲載の植物は避けること。

②緑地の保全

樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

③希少野生動植物の保全

希少野生動植物 (レッドリスト及び愛知県版レッドリストに掲載の動植物) の生息地及びその周辺に は適切な保全措置を講ずること。

(2) 生活環境に関する事項

① 騒音・振動

パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する 影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。

② 遮蔽措置

事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により遮蔽措置が行われていること。

③ 反射光

太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、次のいずれかの基準に適合するものであること。

ア 低反射性のものであること。

イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。

④ 色彩

太陽光発電設備に係る工作物(以下「工作物」という。)の色彩は、低彩度のものであること。

⑤ 材料

太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により支障が生じない材料が使用されたものであること。

2 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、 その審査の内容 について定めるものである。

(1) 地盤に関する事項

① 地盤の勾配

工作物が設置される地盤の勾配は30度未満であること。

②法面の構造

造成が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、適切なものであること。

(2) 排水施設に関する事項

① 排水施設の能力

事業区域内の排水施設を設置する場合は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。

② 排水施設の構造

事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。 また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。

③ 調整池の設置

太陽光発電設備の設置により雨水流出係数の変更が生じ、雨水の流出量が高まる場合は、原則、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。

④水等資源の保全

事業活動が環境に与える影響を考慮し、水質の保全に必要な措置を講ずること。

- ア 水道水源の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。
- イ 農業用水の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。
- ウ 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。

3 太陽光発電設備の安全性の確保に関する事項

強風・地震等によるパネルの飛散・破損等の被害とともに、事業区域周辺への二次的な被害も懸念されることから、施設の安全性が確保されたものであるか、その審査の内容について定めるものである。

(1) 事業区域に関する事項

①設置不適区域

事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況 等により支障がない場合は、この限りでない。

- ア 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 39 条第 1 項の災害危険区域
- イ 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3条第1項の急傾斜地 崩壊危険区域
- エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) 第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域

(2) 工事中に関する事項

①工事中の災害防止

太陽光発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

(3)設置後に関する事項

①保守点検・維持管理

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づき太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

(4) 廃止後に関する事項

①撤去時の措置

太陽光発電設備の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

- ア工作物を速やかに撤去すること。
- イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
- ウ 事業区域であった土地について、適切な処理を行うこと。